

長野市住宅耐震診断士派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市耐震改修促進計画に基づき、耐震改修の実施の促進を図るため、市内に存する既存木造住宅の所有者から耐震診断の申込みがあった場合に、耐震診断士を派遣して住宅耐震診断を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断士 長野県木造住宅耐震診断士名簿に登録されている者をいう。

(2) 既存木造住宅 次に掲げる要件全てに該当する住宅をいう。

ア 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第5条第3項第1号に規定する既存耐震不適格建築物のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第3条に規定（ただし書きを除く。）する耐震不明建築物（昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものに限る。）に該当する住宅（店舗等の用途を兼ねるものであって店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）で、市内に存するもの

イ 木造在来工法の平屋又は2階建ての一戸建て住宅

ウ 個人が所有する住宅

(3) 耐震診断 法第2条第1項に規定する耐震診断をいう。

(4) 住宅耐震診断 長野県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断士が実施する耐震診断をいう。

(5) 総合評点 前号に規定する住宅耐震診断により得られた上部構造評点をいう。

(6) 耐震改修 法第2条第2項に規定するものをいう。

(7) 住宅耐震改修設計 住宅耐震診断の結果に基づき、既存木造住宅の耐震性能の向上を目的とした耐震改修工事（改築及び敷地の整備を除く。）の図面、仕様書、積算見積書、住宅耐震診断書等を作成することをいい、住宅耐震診断の総合評点が1.0未満の既存木造住宅について、住宅耐震改修工事（長野県建築物構造専門委員会において、これと同等の耐震性能が向上すると認められた工事を含ま。）後の総合評点が0.7以上かつ住宅耐震改修工事前の総合評点を超えるものをいう。

(8) 住宅耐震改修工事 前号に規定する住宅耐震改修設計に基づき、壁の修繕又は模様替等を主として行う工事のことをいう。

(事業対象者)

第3 事業の対象となる者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

(1) 既存木造住宅を所有し、かつ、居住している者（居住する予定の者を含む。）

(2) 現に入居している者がいることが確認できる賃貸の既存木造住宅を所有している者

(事業内容)

第4 市長は、前項に規定する事業対象者に対し、住宅耐震診断を実施するための耐震診断士を派遣することができる。

2 前項の規定により派遣された耐震診断士は、住宅耐震診断の実施及び結果の報告並びに参考となる耐震改修工事の補強方法の提案及び概算工事費等の説明を、事業者に行うものとする。

(派遣の申込)

第5 第3に規定する事業対象者で、耐震診断士の派遣の申込みをする者(以下「申込者」という。)は、長野市住宅耐震診断士派遣事業申込書(様式第1号)又は市長が認めた様式(以下「派遣事業申込書等」という。)を、市長に提出するものとする。

(派遣の決定)

第6 市長は、申込者から派遣事業申込書等が提出されたときは、内容を審査したうえで受理し、耐震診断士の派遣の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

(派遣の中止等)

第7 耐震診断士の派遣の決定の通知を受けた者(以下「派遣決定者」という。)で、耐震診断士の派遣を中止又は廃止する者は、速やかに長野市住宅耐震診断士派遣事業中止(廃止)申出書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(派遣の取消し)

第8 市長は、派遣決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断士の派遣を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申込みその他の不正な行為により、耐震診断士の派遣の決定を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(費用の請求)

第9 市長は、第7及び第8に規定する耐震診断士の派遣を中止、廃止又は取り消した場合で、既に住宅耐震診断が実施されているときは、派遣決定者に対して、当該住宅耐震診断に要した費用の支払を命じるものとする。

(診断結果の報告)

第10 耐震診断士は、住宅耐震診断を実施したときは、速やかに報告書を市長に提出するものとする。

2 市長は、提出された報告書を派遣決定者に送付するものとする。

(指導等)

第11 市長は、申込者及び耐震診断士に対して必要な場合は、指導又は助言をするものとする。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成17年3月10日長野市告示第156号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月7日長野市告示第41号）
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日長野市告示第199号）
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日長野市告示第80号）
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。